

平成31年度（4月～2月）政務活動費収支一覧

会派名 (人数)	交付額 (円)	支出額 (円)	使 途		
			項 目	金 額	明 細
新政みずなみ (12人)	1,056,000	1,408,129	調査研究費	1,227,620	会派視察
					・衆議院第二議員会館（５月）
					幼児教育無償化における地方の役割、負担について
					東濃における国土強靱化の取り組みについて
					地域のスポーツ振興施策について
					・滋賀県大津市（１１月）
					市町村議会議員特別セミナー
					・埼玉県朝霞市（１月）
					人権尊重に向けた政策について
					男女共同参画の推進について
			仕事と生活の調和に向けた政策について		
			・衆議院第二議員会館（１月）		
まち・ひと・しごと創生総合戦略について					
広報費	147,840	会派報作成			
資料作成費	32,669	プリンタートナー、事務用品			
瑞若会 (１人)	88,000	89,893	調査研究費	42,990	会派視察
					・衆議院第二議員会館（５月）
					幼児教育無償化における地方の役割、負担について
					東濃における国土強靱化の取り組みについて
					・滋賀県大津市（１１月）
					市町村議会議員特別セミナー
			資料作成費	27,580	プリンターインク等
			資料購入費	19,323	書籍『持続可能な地域の作り方』他
瑞浪を良くする会 (１人)	88,000	88,644	調査研究費	57,540	会派視察
					・衆議院第二議員会館（５月）
					幼児教育無償化における地方の役割、負担について
					東濃における国土強靱化の取り組みについて
					地域のスポーツ振興施策について
					・滋賀県大津市（１１月）
			市町村議会議員特別セミナー		
			資料購入費	31,104	書籍『地方議会人』他
○政務活動費は、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、一人あたり月額８千円が市議会の会派に交付されます。					
※会派「新政みずなみ」「瑞若会」「瑞浪を良くする会」はR2.2.21解散につき、１１ヶ月分の交付額となっています。					
○会派は、収支報告書に領収書（１円以上）を添えて議長に提出し、交付した政務活動費に残余がある場合は、市に返還します。					

平成31年度（3月）政務活動費収支一覧

会派名 (人数)	交付額 (円)	支出額 (円)	使 途		
			項 目	金 額	明 細
創政みずなみ (7人)	56,000	57,240	資料作成費	17,440	事務用品
			事務所費	39,800	プリンター
新政クラブ (7人)	56,000	29,362	資料作成費	29,362	プリンタートナー、事務用品
○政務活動費は、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、一人あたり月額8千円が市議会の会派に交付されます。					
※会派「創政みずなみ」「新政クラブ」はR2.2.21結成につき、1ヶ月分の交付額となっています。					
○会派は、収支報告書に領収書（1円以上）を添えて議長に提出し、交付した政務活動費に残余がある場合は、市に返還します。					

平成31年度（4月～3月）政務活動費収支一覧

会派名 (人数)	交付額 (円)	支出額 (円)	使 途		
			項 目	金 額	明 細
日本共産党 (1人)	96,000	110,070	調査研究費	19,190	会派視察
					・滋賀県大津市（11月）
					市町村議会議員特別セミナー
			研修費	63,650	・東海自治体学校（5月）
					憲法を生かし、いのちと暮らしを守る自治体を
					・自治体学校 in 静岡（7月）
					憲法と自治のチカラが地域の未来を切りひらく
					・地域経済の将来を考える研究会（8月）
					・リニア建設事業再評価の交流懇談会（9月）
					・市町村議会議員研修会 in 名古屋（11月）
公明党 (1人)	96,000	91,494			自治体再編の流れをみすえ、これからの社会保障を考える
					持続可能な社会に向けた交通権を保持した地域交通政策を考える
			要請・陳情活動費	22,560	日本共産党岐阜県地方議員政府交渉
			資料作成費	1,650	コピー
			資料購入費	3,020	書籍等『全国革新懇ニュース』他
			調査研究費	20,460	会派視察
					・滋賀県大津市（11月）
					市町村議会議員特別セミナー
			研修費	61,440	・全国市議会議長会研究フォーラム
			資料作成費	9,594	プリンターインク等
○政務活動費は、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、一人あたり月額8千円が市議会の会派に交付されます。					
○会派は、収支報告書に領収書（1円以上）を添えて議長に提出し、交付した政務活動費に残余がある場合は、市に返還します。					